

2026年2月24日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

## 「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」の改訂について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、以下のとおり「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」を改訂いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改訂趣旨

住所変更サービスの利用対象者拡大に伴う改訂

#### 2. 改訂内容

第10条第2項の改訂（改訂後の規約はこちらからご確認いただけます）

改訂前	改訂後
住所変更サービスは、当行所定の方法により手続きをします。 <u>なお、当座預金、住宅ローン、マル優、マル特、財形、投資信託等の取引を利用している場合は、住所変更サービスでは取扱いできません。</u>	住所変更サービスは、当行所定の方法により手続きをします。 <u>なお、当座預金、マル優、マル特、財形、投資信託等の取引を利用している場合は、住所変更サービスでは取扱いできません。</u>

#### 3. 実施日

2026年3月16日（月）

**【本件に関するお問い合わせ先】**

株式会社 岩手銀行 デジタル推進部 高橋（真）

電話 019-623-1111（代表）

以上